

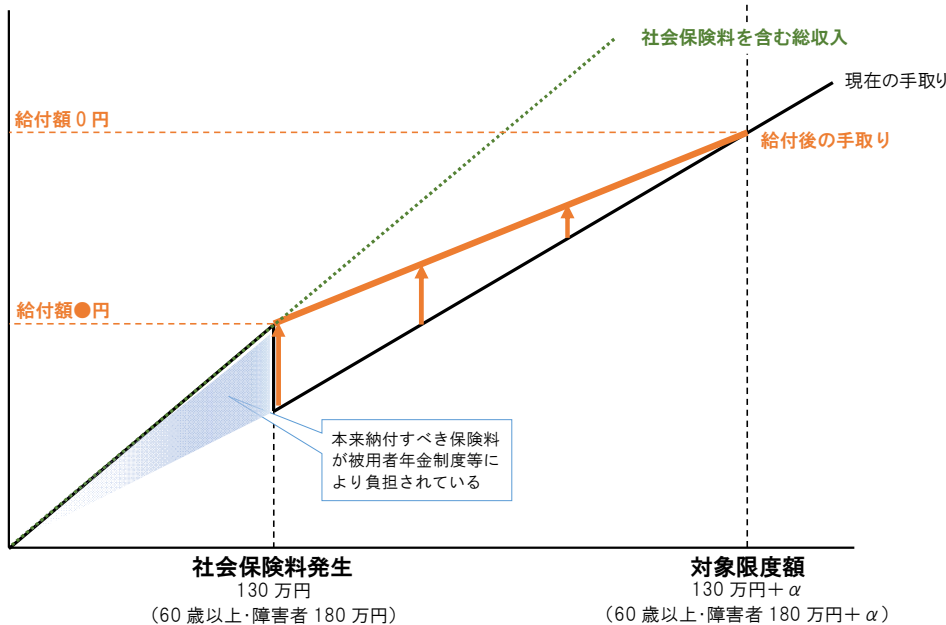
就労支援給付制度の導入に関する法律案概要

趣旨

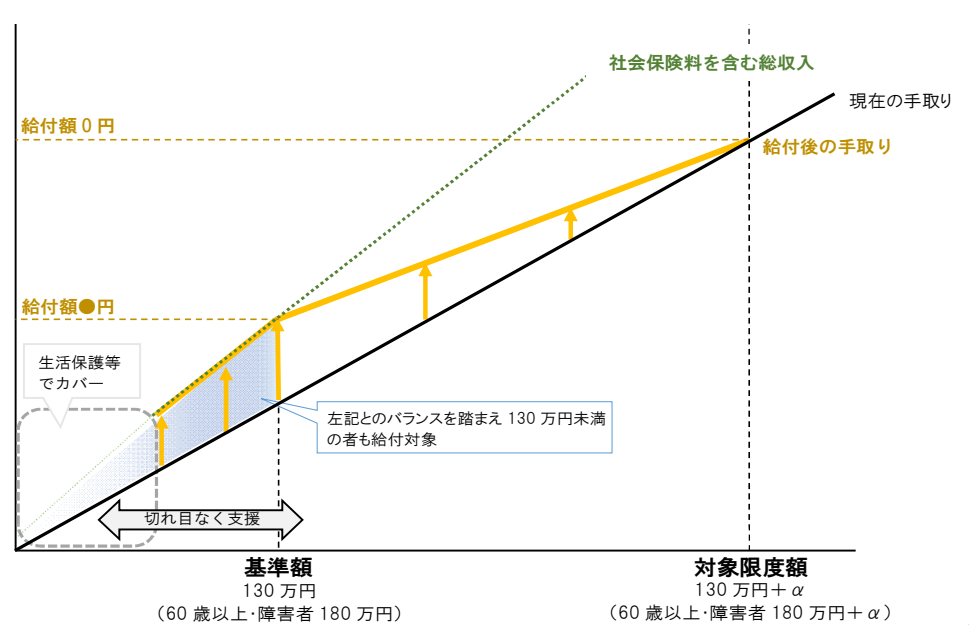
社会経済情勢の変化に伴い、就労者が生活の安定と向上を図りつつ、その意欲及び能力に応じて就労する機会が確保されることが重要となっていることに鑑み、当分の間の措置として就労支援給付制度を導入することに関し、必要な基本的事項を定める。

就労支援給付制度 (政府にその導入のための速やかな措置の実施を義務付け)

就労促進支援給付【「年収の壁」対策(3号→1号のケース等)】



特定就労者支援給付【低所得就労者対策(1号のケース等)】



施行期日等

施行期日 公布日施行

検討条項 政府は、年金制度や低所得者支援の抜本的改革に向けて以下の事項について検討を加え、必要な措置を実施(抜本的改革が実現されれば就労支援給付制度は廃止)

- ① 国民年金法の第3号被保険者に係る制度の見直し
- ② 厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の更なる拡大
- ③ 多様な就労形態に応じた処遇の改善、社会保障の充実等のための方策